

射水市告示第142号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を別紙のとおり変更し、及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営農地整備事業水戸田地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

令和3年6月30日

射水市長 夏野元



(別 紙)

1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「水戸田」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	橋下条	大白	6 2 1 5 番の一部、6 2 1 7 番の一部、 6 2 1 8 番

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「水戸田」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	若林		2 7 0 番 1 の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「橋下条」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	水戸田		9 2 3 番の一部、9 2 5 番の一部、 1 1 5 3 番の一部、1 1 5 7 番の一部、 1 1 5 9 番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「若林」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	水戸田		8 2 6 番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	橋下条	大白	6 2 1 5 番の一部、6 2 1 6 番の一部、 6 2 1 7 番の一部
	水戸田	惣分	7 8 0 番 2、7 8 1 番 2、7 8 1 番 3、 7 8 4 番 3、7 8 7 番 3、8 1 2 番 2、 8 1 3 番、1 0 3 2 番 3、1 0 3 3 番 2
	水戸田	畑田	1 1 3 4 番 2、1 1 3 6 番 2、1 1 4 2 番 2、 1 5 7 8 番 2、1 5 8 3 番 1、1 6 6 9 番 2、 1 6 7 4 番 2、1 6 8 1 番 2、1 7 0 9 番 2、 1 7 0 9 番 3、1 7 0 9 番 4、1 7 0 9 番 5、 1 7 0 9 番 6、1 7 2 3 番 1、1 7 2 3 番 2、 1 7 2 3 番 3、2 0 1 7 番 2、2 0 2 7 番 2、 2 0 2 7 番 3、2 0 3 0 番 2、2 0 5 3 番 2、 2 0 5 3 番 3、2 0 8 4 番 2、2 0 8 4 番 3、 2 1 7 2 番 1、2 1 7 2 番 2、2 1 8 9 番 2、 2 1 8 9 番 3、2 2 1 0 番 2、2 2 1 0 番 3、 2 2 1 0 番 4、2 2 5 2 番、2 2 5 5 番 2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。